

市第48号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大榭杉の森ふれあい公園の項の次に次のように加える。

俣野別邸庭園	集会施設 教養施設
--------	--------------

別表第3 第1号の表に次のように加える。

俣野別邸庭園の集会施設	会議室	1日につき	2,400円		
俣野別邸庭園の教養施設	観覧施設			1回につき	500円
	会議室	1日につき	2,400円		

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく俣野別邸庭園の教養施設を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

俣野別邸庭園について、公園の有料施設を設置するとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 1（第 7 条第 1 項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
（省 略）	
大柵杉の森ふれあい公園	分区園
<u>俣野別邸庭園</u>	<u>集会施設</u> <u>教養施設</u>
（省 略）	

別表第 3（第 29 条の 3 第 2 項）

(1) 利用料金

種 別	貸 切 利 用		個 人 利 用	
	単 位	金 額	単 位	金 額
（省 略）				
<u>俣野別邸庭園</u> の <u>集会施設</u>	<u>会 議 室</u>	<u>1 日につき</u>	<u>2,400円</u>	
<u>俣野別邸庭園</u> の <u>教養施設</u>	<u>観覧施設</u>			<u>1 回につき</u> <u>500円</u>
	<u>会 議 室</u>	<u>1 日につき</u>	<u>2,400円</u>	

（第 2 号及び第 3 号省略）